

財団法人中標津町文化スポーツ振興財団ホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は財団法人中標津町文化スポーツ振興財団(以下「当財団」という)ホームページ(以下「ホームページ」という。)の広告掲載に関して、必要な事項を定める。

(広告掲載の基本原則)

第2条 ホームページに掲載する広告は、当該広告を掲載しようとする者(以下「広告主」という。)の事業の適正化及び消費者の保護を図り、かつ、地域社会及び地域経済の健全な発展並びに町民生活の向上に資するものとするため、次の事項を基本原則とする。

- (1) 公正で真実なものであること。
- (2) 広告の受け手に、いかなる不利益を与えることのないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- (5) 関係法規及び社会秩序を遵守したものであること。

(広告の掲載順位)

第3条 広告掲載の順位は、原則広告掲載申込みのあった先着順とする。

2 申込みが募集枠数を超えたときは、登録順に区画の空きが出次第、順次掲載するものとする。

(掲載しない広告)

第4条 ホームページに掲載しない広告は、その内容が第2条に規定する基本原則に反するもののほか、次に掲げるものとする。

- (1) スポンサーの代表等の写真
- (2) 意見広告に関するもの
- (3) 選挙に関するもの
- (4) 政党、政治団体、宗教に関するもの
- (5) 個人、法人の名刺広告
- (6) 医療法、医事法、薬事法などの法律、医薬品適正広告基準などの法令に抵触するもの
- (7) 貸金など、いわゆる「町の金融」に関するもの
- (8) 商品穀物取引またはこれに類するもの
- (9) 風俗営業等の規制及び適正化などに関する法律に定める営業広告
- (10) 法令等(町条例等を含む)に違反するもの、又はそのおそれがあるもの
- (11) 民事再生法及び会社更生法による再生更生手続中の業者のもの
- (12) 町税を滞納している業者のもの
- (13) その他理事長が掲載を不相当と認めたもの

(広告掲載の位置)

第 5 条 広告を掲載する位置は、ホームページのトップページで当財団が指定した位置とする。

(広告の枠数、掲載料、規格及び制限、負担)

第 6 条 掲載する広告は、バナー広告とし、広告枠数、掲載料及び規格は次のとおりとする。

(1) 広告掲載枠数は、最大 7 枠とする。ただし、理事長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(2) 広告掲載料及び規格は、次のとおりとする。

ア 掲載料 1 枠 1 か月 4,000 円 (税込み) とする。ただし、当財団を支援する団体の掲載料は、上記に記載する料金の 50% とすることができる。また、社会情勢の変化により掲載料を改訂する場合がある。

イ 規格 1 枠につき縦 40 ピクセル×横 160 ピクセル、10 K バイト以内、G I F 形式とする。

ウ 制限 Java 及び JavaScript を使用したもの、高速振動、高速点滅イメージ、アラートマークのようなエラー表示イメージのものは掲載させないものとし、アニメーションの繰り返しの最長は 5 秒間でその後停止すること。

2 広告は、前項の規格に基づき広告主が作成する。

(広告の掲載期間)

第 7 条 広告を掲載する期間は、1 か月単位で最長 6 か月とする。

2 広告掲載期間内に当財団の都合でホームページを閉鎖した時間が生じた場合は、その閉鎖時間に応じ次のとおり掲載期間を延長することができる。

閉鎖した時間	延長する日数
3 時間以上 24 時間以内	1 日
24 時間以上	閉鎖日数 + 1 日

3 前項の規定にかかわらず、1 2 月分の掲載期間は 1 2 月 1 日から 1 2 月 2 7 日までとし、また、1 月分の掲載期間は 1 2 月 2 8 日から 1 月 3 0 日までとする。

(広告の募集)

第 8 条 理事長は、ホームページなどの広告媒体を活用して広告掲載希望者を公募するものとする。

(広告の申請)

第 9 条 広告掲載希望者は、ホームページ広告掲載申請書 (様式第 1 号) に掲載しようとする広告の原稿 (フロッピーディスク等によるデータ原稿可。) を添えて、理事長に申請するものとする。

(広告掲載の決定)

第 10 条 理事長は、前条に規定する広告掲載の申請(以下「掲載申請」という。)があったときは、掲載申請に係る当該広告掲載の可否を決定するものとする。

2 前項に規定する広告掲載の可否決定を行うに当たり、優先順位を同じくする複数の申請があったときは、抽選により決定するものとする。

3 理事長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申請者にホームページ広告掲載に関する決定通知書(様式第 2 号)により通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第 11 条 広告主は、掲載の決定後、理事長の指定する期日までに広告掲載料を一括前納するものとする。ただし、理事長が特別な理由があると認めたときはこの限りでない。

(広告の掲載取消し)

第 12 条 理事長は、運営上支障があるとき又は広告主が広告掲載料を納付しなかったときは、広告の掲載を取り消すものとする。

(広告内容の変更)

第 13 条 広告主は、広告掲載期間中、バナー広告からリンクされたホームページの広告内容を変更する際には、第 2 条に規定する基本原則を遵守するものとする。

(広告掲載料の返還)

第 14 条 理事長は、広告掲載が決定した後に広告主の責めに帰さない事由により、広告を掲載できなかったときは、広告掲載料を返還するものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。